

4 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年12月14日第1回

委員長

予算特別委員会についてだが、去る12月8日(火)の議運において、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を配布させていただいた。各会派に持ち帰り、御検討いただいたかと存じるが、何か御意見はあるか。

村岡委員

12月8日の議運で案が示され、各会派に持ち帰り検討したところであるが、いただいた資料だけでは分かりにくい部分がある。

そこでまず確認だが、この案は委員長案ということでしょうか。

委員長

さきの議運で提案したとおり、正副委員長案である。

村岡委員

承知した。そこで委員長に伺いたい。案は、知事に対して質疑をする機会が極端に減る内容だと見た。議会として行政の最高責任者たる知事にただし、知事から答弁を受けることは非常に大事だと思う。それを議会の側から減らすということはとんでもないことである。

そういう意味では、現行の制度と案を比較すると、この点に関しては明らかな後退だと思うが、委員長はどうお考えか。

委員長

お示した案が後退しているとは思わない。

各部局への審議時間を確保し、より詳細な審議をした後に、総括質疑も残しているので、知事とはそこできちっと議論していただけるような制度設計をさせていただいている。

村岡委員

現行制度は、知事に対して一問一答形式で直接委員がたずることができるものである。

その点をどう考えるか。

委員長

知事にたず時間をなくしているわけではない。時間を割いて、部局別に詳細な予算審議を行える制度設計としたということである。御理解いただきたい。

村岡委員

これまでは常任委員会に調査依頼がされた。そして、所管の予算審議については所属の委員が審議に加わることができた。つまり、全ての議員が何らかの形で予算審議に参加できていた。それが案だと予算特別委員会の委員しか参加できない。これまで参加できた議員が機会を奪われることになる。この点について、委員長はどうお考えか。

委員長

予算の審議を各常任委員会で行っていることはなく、調査をしているのみである。予算の審議はあくまでも予算特別委員会で行っていたのが今までの流れであるので、その辺をお間違いないよう願う。

また、全議員が予算に関わることができなくなるというが、委員会制を採っているので、その指摘は当てはまらない。決算特別委員会も同様の仕組みである。そして、最終的には本会議での議決となるので、御理解いただきたい。

村岡委員

決算は認定であり、予算は新しい県政運営の根幹を決める重要議案である。確かに審議と調査は違うが、調査という形で予算の中身をただし、答弁をいただき、あるいは提案もできるという機会がこれまで保障されていた。その点について伺いたい。

委員長

会派制を採っているので、会派で協議した後、会派の代表が予算特別委員会に出席いただき議論を尽くしていただければと思う。また、案を作成するに当たっては、常任委員会への調査依頼をすることも想定して、全国の都道府県議会の状況を調査したところ、予算特別委員会が部局別審査を行っているところでは常任委員会に調査を依頼していない場合がほとんどであった。そのため、常任委員会への調査依頼を行わない制度設計とさせていただいた。

村岡委員

現行制度と案を比べた場合、調査という形であっても全議員が参加できる現行制度の方が、議会の在り方という点では優れていると思う。そこは委員長と考え方が食い違っている。

今回の見直し案は、人数や時間配分等ではなく、予算特別委員会の形そのものを根本から変える、大きな変更案となっている。調べると、平成16年度の当初予算から今の形で予算特別

委員会が設置されているが、この12年間特段大きな問題はなかった。

私も、この4年半ほど議運に委員として出席したり傍聴したりしてきたが、議運の公式のテーブルで、こうした大きな変更をしようという発議は一度もなかったと記憶している。したがって、大きな変更をするという案であれば、十分な時間を保障して協議するべきではないか。今、大きな変更をする必要性と緊急性はないと思うが、その点はどう考えるか。

委員長

確かに、ここ数年、公式の場で予算特別委員会について議論となったことはない。ただし、非公式の場では、「予算特別委員会が形骸化している」「一般質問と変わらない」といったお話は多々出ていた。そのため、私が議会運営委員長として、見直しをさせていただいたところである。意見が異なるかもしれないが、御理解いただきたいと思うし、村岡委員の御意見は真摯にお聴きする。

村岡委員

こうした全議員にも関わる最高重要議案をどうするかという審議をするに当たっては、公式の場で十分協議し、議員の代表として議会運営委員長がうまく調整して、打つ手を見つけというのが委員長の在り方だと思うし、今の説明では到底納得できない。

委員長

御意見は承っておく。ほかに発言はないか。

岡委員

委員長のお考えは十分分かったので答弁は結構である。当会派としての意見は、共産党と同じだが、2つある。案は予算審議の活性化が目的であるが、2つの理由で活性化されていない。現行のままの方がより良い審議方法だと考える。1つは、最初に総括質疑で予算の最高責任者である知事に質問をするという大前提を続けるべきということである。もう1つは、常任委員会に調査を依頼し、予算特別委員以外の議員も審査に加わるという重みを残すべきということである。

この2つの理由により、現行のまま続けていただきたい。

委員長

ほかに意見はあるか。

田並委員

先ほど、予算特別委員会が形骸化しているというお話があったが、最初に予算特別委員会を設置する際には相当の時間をかけて議論して、今の形で設置するようになったという経緯がある。

例えば、我が会派の山川代表が予算特別委員のときに、不妊治療の件で知事に質問して、ことが進んだということもある。また、障害者が農業に参入した企業に就職するにはどうしたらよいかということについても、このことだけで農林部、産業労働部、福祉部という3つの部局が関わってくる。こうした部局横断の質問がされなくなるというのは、私は後退なのかなと感じる。予算特別委員会が形骸化しているというが、現行の予算特別委員会で進んだ事業が多いと感じる。今の形で何か問題が起きたというこ

とがあるのか。

委員長

個別事案についてはお答えできない。どこでもものが進んだといったようなことを全て把握しているわけではない。

また、総括質疑は残しているのでも、部局横断的な質疑はそこで行っていただければと思う。

各会派で協議していただいた上で質疑を行うので、より会派の意向等が強くなり、より詳細に各部局の予算が見られるようになる。

田並委員

今までの予算特別委員会のシステムで、何か重大な問題が起きたのか。起きていたのであれば協議をする必要があるかと思うが、問題が起きたとは思えない。なぜ今見直しを行うのか。

委員長

私は皆さんの意見を伺う立場であるので、私から質問はできないが、今までの予算特別委員会が問題なかったとはっきり言えるのはなぜか、逆に質問をしたいところである。問題点があるから、改正案を提案しているところであるので、御理解いただきたい。

野本委員

田並委員の質問があったのでお話しするが、予算特別委員会の設置については野本単独の発議である。議会運営委員会の中で事前の調整は行っていない。その背景は、平成15年に上田知事が当選したことを契機に、今までの方法とは全く違う審査をしようということで予算特別

委員会の設置を提案した。その際、各県の予算委員会について調査をしたところ、予算委員会で議決をするという議会はなかった。審査のみであった。埼玉県は予算特別委員会で、付託された予算について議決をするという形をとった。その結果、予算については予算特別委員会で議決をし、条例その他の議案については常任委員会で議決をするやり方となった。単独で発議し、制度設計を私が行った。

その後、公の場では出ていないが、何が弊害となっているかという、要するに一般質問の繰り返しとなっていることである。予算をきちっと細部にわたって審査していない、審査が進まないという印象を、極めて強く受けている。一般質問でも、質疑・質問という形で、知事の議案については質疑できるが、一般的な県政の課題についての議論がほとんどである。それと同じことが予算特別委員会でも行われている。なぜ予算特別委員会を設置しているかといえば、個別の予算について、議会全体としてできるだけ多くの議員が参加して審査し、予算の細部を詰めていくという趣旨で設置している。その設置の目的が極めて形骸化してきているから、これからは予算の内部についてしっかりとした審査をできる形をとった方がよしいということで、この案が提案されている。

最初の設置は、議論した上のものではない。単独の発議で予算特別委員会を設置し、制度設計は後になった。そういう経過であった。問題点としては、一般質問の繰り返しであり、知事から検証できないような答弁がなされることである。大きい言葉で、耳当たりのよい答弁がなされ、具体的に細かい政策について検証できない答弁だけが横行している。

具体的な政策として、各部局がどれだけのことをこれからやっていくのか、そういうことについてのきちとした質疑、あるいは議会としての審査が行われていないとは言わないが、行

われていないのではないかという危惧があり、設置後10年たったので見直しを行った方がよろしいだろうと考え、委員長にお願いした次第である。

岡委員

野本委員のお話は分かった。それであれば、総括質疑は今のままにして、我々の質疑内容を予算に限るようにしてはどうか。結局、質問が一般質問と同じようになっているので、答弁もそうになっている。

村岡委員

野本委員の発言にあったが、平成16年に野本委員単独発議により設置したとのことである。御本人がそのようにおっしゃっているので、そうなのであろう。そういう意味では、12年間、今おっしゃったようなことが、公式の場でその上に載せられ、改善のための協議をしようではないかということにはなかった。それは先ほど委員長も認めたとおりで、事実としてあるわけである。だから、なぜ今変更するのか、必要性和緊急性があるのかということが問われるわけである。それから、予算の質疑について知事の答弁が大局的でうんぬんとあったが、これは質疑をする側が正していくべきではないか。

野本委員

質疑を行う側がちゃんとやってこなかったから見直しをしようと言っている。

村岡委員

知事の、答弁する側がそうであれば、それを正していくのが我々の務めである。そして、

今のような意見も公式の場で初めて出たことである。だから、十分時間をかける必要があると考える。

委員長

ほかに発言はあるか。

藤林委員

予算特別委員会の内容については、改革という新たな取組が必要なのかなと思っている。このような形で特別委員会として設置される以上は、委員会審議の中身の充実・強化が必要である。今、お話の中にもあったが、予算特別委員会の中身が一般質問的なものになっている。2月定例会では、代表質問、一般質問があるのだから、そういう意味でも、予算についての質問、質疑というより質問だが、それは十分できるということも背景にあると思っている。ただし、今回の予算特別委員会の在り方に関する提案であるが、時間的な配分がどうしても短いのかなと感じる。特に少数会派は時間配分が短いので、どこまで十分な審議ができるのかなと懸念している。そのため、時間の配分を御配慮いただければありがたい。

委員長

ほかに発言はないか。

<なし>

委員長

それでは、御意見を伺ったが、協議が整わなかったため、今後の議運で御協議いただくということによいか。

2015年12月14日第2回

委員長

予算特別委員会についてだが、本日の朝の議運において、予算特別委員会設置要綱(案)等をもとに、活発な意見交換がなされた。

そこで、皆様の御意見を踏まえ、お手元の資料のとおり、議会運営委員会決定事項(案)を修正したので御確認願う。修正内容は、「部局別質疑及び総括質疑の時間について、2時間としていたところを、2時間30分とする」「部局別質疑及び総括質疑の会派別割り振り時間について、各会派の所属委員数で比例按分していたところを、まず、各会派に10分を割り振り、その後、残り時間を各会派の所属委員数で比例按分する」というものである。

このことについて、御意見があればお願いする。

村岡委員

このように変更の提案を出された理由は何か。

委員長

先ほど皆様から御意見を伺った際に、公明から、質疑時間について、多数会派が多く時間をとるのではなく、少数会派にも配慮願いたいとの発言があったので、時間を各会派にきちっと割り振って、質疑ができるような時間を確保するように案を修正し、御提案した。

村岡委員

今の説明は分かった。

ただし、12月8日に委員長から案が出されて、各会派に持ち帰り、次の議運で協議・検討することとなり、今朝、初めて公式の場で協議

がスタートした。そして、今、ここで新しい案が出された。これは当然、私としては会派に持ち帰りたいと思うがどうか。

委員長

御意見は承るが、皆様の御意見を伺った後に判断するので、御了承願う。ほかに発言はないか。

田並委員

少数会派に配慮されたことは感謝申し上げます。しかし、野本委員が発議された予算特別委員会発足時には、8回議運で協議され、各会派の要望をたくさん取り入れるなど丁寧に審議していた。今回も、もう少し審議できないか。例えば、各会派の意見を文書で出させていただき、それを議論した上で決定するなど、もう少し丁寧にやっていただきたい。

委員長

特別委員会の設置については、先例により、議運で審議することとされている。そこで、皆様に提案し、各会派に数回にわたり確認・意見聴取をさせていただいた後に、本日の協議に臨んでいるので御理解いただきたい。

田並委員

そのとおりであるが、考慮していただいた変更案については今出てきたものなので、会派に持ち帰らず、今ここでどうかと言われても、まずは会派の意見を確認したいところである。

委員長

さきの提案後、具体的な要望があったのは公明のみであり、その他の会派については予算特別委員会の在り方の変更についての問題点の御指摘のみであったので、それらを全て勘案して、トータル的に考えてこの提案をさせていただいたところである。

岡委員

予算特別委員会の最初の設置の際は、8回、議運で検討・協議がなされた。今回についても、大幅な変更であるので、先ほど意見は述べたが、例えば総括質疑を最初にすべきだとか、今の案で内容を少し変えれば十分審議の活性化ができることもあると思う。今回の要望を聴いただけで決めてしまうのは早急だと思う。

委員長

私としては、招集告示日の議運で、予算特別委員会について今後の議運で協議することを御了承いただいた。それにのっとり、8日の議運で正副委員長案を提案させていただいたところである。御含みおきいただきたい。

その後、再三にわたり各会派の御意見を伺ったつもりであるし、今朝この場で協議した際にも、総括質疑を先にやってほしいといった具体的な提案はなかったので、この案にまとめさせていただいた。

村岡委員

ここまでの経緯は承知している。繰り返し申し上げますが、今の委員長の発言は、公明の具体的な提案を取り入れ、その他の会派からはそういった提案がなかったということだった。しか

し、私は、委員長案そのものが、現行の制度と比べて、活性化どころか不活性化の後退だということを行った。つまり、現行のままでよいという意見である。そこで、変更の必要性、緊急性について伺ったところ、明確な答弁はなかった。だから、私は委員長の答弁に納得したわけではない。

今、この時間を設けられたから、協議を深めるという意味では質問に答えていただきたい。また、この案を会派に持ち帰り、検討させてほしい旨の要望については、先ほど委員長は意見として聴くと言ったのみである。この場でお諮りいただきたい。

委員長

今、皆様の御意見を伺っている段階である。最初に発言されたからといって、そのとおりになるわけではない。ほかの皆様の御意見も伺った後、それら全体を勘案し、私が判断する形で委員会の運営をさせていただいている。御理解いただきたい。

村岡委員

朝は、後に一般質問も控えていたこともあり、時間の制約があった。また、ほかの会派の委員もそれぞれ意見をお持ちだったので、私も質疑が不十分であったが止めた。今、この場は協議の続きであるから、私もその続きをさせていただきたいがよいか。

委員長

さきの議運で案に対する御意見を伺った際、「ほかに発言はないか」と確認し、皆様からの意見や質疑がなくなったので、協議を打ち切り、

御意見をお預かりした。

その後、今、それらを踏まえて、修正案を提案させていただいたので、修正項目について御意見を伺っているところである。

小島委員

先ほどから委員長が答弁しているとおり、先だって皆様に案を御提示している。ところがこの場に及んで具体的な案もないままに、今朝の議運と同じような議論をしている。このような状況なら、早く採決をしていただきたい。

<賛成との声あり>

委員長

ほかに発言はあるか。

村岡委員

今の小島委員の発言は事実と違うのではないか。朝、私が申し上げたように、8日に委員長から提案され、各会派に持ち帰り検討し、今後の議運で協議するとおっしゃった。公式の場での発言である。公式の場では提案についての協議はされていない。今日初めてである。

委員長

再度申し上げますが、先ほどの午前中の議運で、皆様に、正副委員長案について御協議いただいた。その際、私から「ほかに発言はないか」確認したところ、発言がなくなったので、そこで協議を打ち切り、私が意見をお預かりし、取りまとめ、今修正案を提案させていただいているところである。御理解いただきたい。

村岡委員

今回の議運に継続している案件である。それは委員長もおっしゃっているとおりである。協議の継続である。打ち切りではない。

委員長

確かに継続している件ではある。しかし、今一度申し上げるが、先ほど、正副委員長の提案に対して皆様に御協議をいただき、その中で、私から「ほかに発言はないか」とお伺いしたところ、発言がなかったので、その件についての協議を打ち切り、それまでに出た御意見をお受けして修正した案を再度御提案させていただいているところである。であるから、この修正案についてどう思うかをお聴きしているところであるので、修正事項について御指摘いただきたい。

村岡委員

承知した。それでは意見を述べさせていただきます。

見直し案は審査の活性化のためというが、その内容は不活性化も甚だしく、反対である。言うまでもなく予算議案は財政運営の根幹に関わる最重要議案である。県民の付託を受けた我々議員は、知事提出の予算案をチェックする役割を担っている。よって、そのための十分な審議の機会が保障されなければならない。全ての県議がその審議・調査に何らかの形で参加することも極めて重要である。我が党は、議会改革及び審査の活性化は当然必要と考える。しかし、この提案はむしろ後退である。以下3点その理由を述べる。

第一に、正副委員長案は現行と比べ、執行部の最高責任者たる知事の答弁の機会を極端に減らすものである。委員が首長にただし、首長に

答えさせる。こうした機会を議会側から放棄するなど本末転倒も甚だしい。部長答弁が増えても、首長答弁の代わりにはならない。

第二に、案では部局別質疑が手厚くなるように見えるが、委員しか審議に参加できない欠点がある。常任委員会への調査依頼が廃止されるからである。現行であれば全ての議員が常任委員会に所属することから、所管の予算について質疑、意見を述べるができる。その機会が奪われることになる。少数会派への時間の制約も問題がある。

第三に、見直し案は予算特別委員会の在り方を根本から変える内容である。現在の予算特別委員会は平成16年度当初予算から設置、実施されてきた。以来、12年間、議運という公式の場で見直しの発議もないまま今日まで開催されてきた。今ここで大幅な見直しを行う必要性は全くなく、見直しの緊急性もない。活性化というなら、全会派による十分な議論を保障して始めるべきである。この見直し案が示されたのが前回・12月8日の議運においてである。今日の議運で初めて協議が行われたが、意見の一致は得られていない。委員長は議運の代表であり、一会派の代表ではない。委員長として、協議がまとまらないままに可否を多数決で決めるなどは絶対にやってはならない。もし多数派で採決を強行するならば、埼玉県議会の汚点となると強く指摘して、この正副委員長案に反対する。

委員長

ほかに発言はあるか。

田並委員

確かに具体的な案を出していなかったの

の修正案を持ち帰らせていただき、各会派の具体案を出させてほしい。

委員長

御意見は承るが、議会運営上の時間の制約もあるので、御理解いただきたい。

菅原委員

今、お話にあったが、時間の制約といっても、2月定例会の予算の話である。それは今定例会中に決定しなければならないものではないと思う。それこそ継続して、しっかりと各会派で意見を持ち合って物事を決めていくというのが重要だと思う。議運委員長というのは各会派の意見を集約して円滑に議事を回していくという大事な役割がある。このまま仮に採決ということになるとするならば、各会派からの信頼が損なわれるのではないかと。今日初めて案を見たので、持ち帰らせていただき、会派で検討してから協議に臨みたい。

委員長

予算特別委員会について、2月定例会の予算の話であり、今決めなければならないものではないとお話があったが、審議日程等は全て執行部と調整をしなければならないことである。執行部からも、予算も絡むので、早めに審議日程を提示してほしい旨の話もいただいている。予算特別委員会の期日が決まらなると2月定例会の期日も決まらな。そのため、毎年この12月定例会で予算特別委員会の設置をさせていただきたいと諮っているものである。御理解いただきたい。私の都合で日程を決めているわけではない。

菅原委員

例年のことは、通例どおり予算特別委員会の設置をしているのでそうであった。今回の案は大きな見直しである。大きな変更には時間が必要である。審議日程を決めるのは議運であるのだから、それは委員長がしっかり配分していけば問題ない話である。ちゃんと継続して検討すべきだと思う。

委員長

今までどおりだったからよかったというのは、全く議論にならないものだと思ふ。議会改革を目指して議論をしっかりとやっていくという提案をさせていただいているので、そこは十分御配慮いただきたい。

また、今までとは異なることをやるのだから委員長の委員会運営の時間配分が悪いとの話だが、今定例会の招集告示日から進んでいることであり、時間的な制約もある。議会運営という意味でも、しっかりと御理解いただきたい。

菅原委員

今定例会の最終日まで時間があるではないか。最終日までしっかり審議していきたい。

委員長

議会日程の決定はそんなに簡単なものではない。予算特別委員会の制度設計を最終日まで持ち越し、それが決定してから執行部と2月定例会の日程を調整するのは時間的に困難である。今までの制度上の問題、そして今までの慣習、先例等を考慮して、委員会を運営させていただいているので、御協力願う。

委員長

ほかに御意見はあるか。

<なし>

委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、正副委員長案の可否について、採決することによいか。

田並委員

予算特別委員会の設置当初の会議録を確認した。発案は野本委員であったが、発案から採決に至るまで8回議運が開催された。その間、各会派から素案が持ち寄られ、かなり丁寧に議論されている。今回の議運で、確かに具体案を出さなかったといえそうであるが、今後もし伸ばしていただけるのならばもっと案を出せた。

議会の機能の根源は委員会の存在とそこで議論される内容である。議会の機能を定める重要なルールを、十分な審議もなされず、知事の発言をできるだけさせないようにすることは改善とは言えず、一方的に決めてしまうことは議運委員長の横暴である。よって、委員長不信任動議を提出させていただく。

委員長

ただ今、田並委員から、委員長不信任動議が提出されたので、直ちに本動議を議題とする。

本件は、私の一身上に関する件であるので、齋藤副委員長に交代する。

<委員長退室>

齋藤副委員長

本件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決す

ることに御異議ないか。

< 異議なし >

齋藤副委員長

御異議なしと認め、質疑・討論は省略する。

これより採決を行う。

委員長不信任動議に賛成の委員の起立を求めらる。

(起立少数)

齋藤副委員長

起立少数である。

よって、本動議は否決された。

委員長の入室を求める。

< 委員長入室 >

齋藤副委員長

それでは、正副委員長案の可否について、採決する。

< 田並委員、水村委員、岡委員、菅原委員及び村岡委員退室 >

委員長

正副委員長案について、賛成の委員の起立を求める。

(起立総員)

委員長

起立総員である。よって、案のとおり決定した。

委員長

なお、今年度の部局別審査については、7日とすることではいかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案のとおり進めさせていただく。なお、予算特別委員会の設置の件は、最終日の本会議において、議決することで御了承願う。

< 了 承 >

< 田並委員、水村委員、岡委員、菅原委員及び村岡委員入室 >

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・12月22日(火)の朝、午前9時30分とすることではどうか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時ではどうか。

< 了 承 >